

# ダイトウボウ株式会社定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社はダイトウボウ株式会社と称する。但し、英文ではDaitobo Co., Ltd. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 羊毛その他各種繊維工業品の製造、加工及び販売
2. 紳士服、婦人服その他各種衣料品の製造、加工及び販売
3. 不動産の所有、管理、利用、貸借、売買及びその仲介
4. 産業機械、繊維機械等の機械器具の製造、加工及び販売
5. 建設機械、自動車並びにその部品の点検、整備及び売買
6. 遊戯場、興行場、飲食店等の各種サービス業の経営
7. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基く保険代理業
8. 装身具、室内装飾品、化粧品、食料品の売買
9. 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式数)

第6条 当社の発行可能株式数は、9,600万株とする。

### (単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

### (自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### (単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### (株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### (決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (買収への対応方針)

第19条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）に関する事項（当該対応方針に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当社は、当該対応方針に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、11名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

### (選任方法)

第21条 取締役は監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第22条 取締役の任期は、監査等委員以外の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された監査等委員ではない取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

3 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役および付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### **(取締役会の招集通知)**

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### **(重要な業務執行の決定の委任)**

第26条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5号各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### **(取締役会の決議の省略)**

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### **(取締役会規程)**

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### **(報酬等)**

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

#### **(取締役の責任免除)**

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査等委員会

#### **(監査等委員会の権限)**

第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のため必要な権限を行使する。

#### **(監査等委員会の招集)**

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

#### **(常勤監査等委員)**

第33条 監査等委員はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

#### **(監査等委員会規程)**

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

### 第6章 会計監査人

#### **(会計監査人の選任)**

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### **(会計監査人の任期)**

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### **(会計監査人の報酬)**

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。

### 第7章 計 算

#### **(事業年度)**

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### **(剰余金の配当の基準日)**

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### **(中間配当)**

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

#### **(配当の除斥期間)**

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

**附則**

**(監査役の責任免除に関する経過措置)**

- 1 当社は、第 196 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第196回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項（監査役の責任免除）の定めるところによる。

作製	明治29年 2月				
変更	明治29年 8月	明治31年 7月	明治32年 7月	明治32年12月	明治39年11月
	明治44年 9月	明治44年12月	大正 4 年12月	大正 6 年 6月	大正 7 年10月
	大正10年 3月	大正11年10月	大正12年 4月	昭和 2 年 4月	昭和 7 年 4月
	昭和 8 年12月	昭和11年12月	昭和12年 6月	昭和14年12月	昭和16年 3月
	昭和18年 6月	昭和18年12月	昭和20年 5月	昭和22年 5月	昭和23年11月
	昭和24年 4月	昭和24年 6月	昭和26年 3月	昭和26年11月	昭和29年11月
	昭和31年 5月	昭和32年11月	昭和34年11月	昭和36年11月	昭和45年11月
	昭和49年11月	昭和50年 6月	昭和57年10月	昭和62年 7月	平成 3 年 6月
	平成 6 年 6月	平成14年 6月	平成15年 6月	平成16年 6月	平成17年 6月
	平成18年 6月	平成21年 6月	平成27年 6月	平成28年 6月	平成29年 8月
	2022 年 6月	2024 年 6月			